

犯罪被害者等代理援助

(丙使用欄) 援助番号： —

犯罪被害者等代理援助契約書

犯罪被害者等法律援助被援助者（以下「甲」）、犯罪被害者等代理援助受任者（以下「乙」）及び日本司法支援センター（以下「丙」）は、総合法律支援法に基づき日本司法支援センター業務方法書（以下「業務方法書」）に定める犯罪被害者等代理援助を実施するため、次のとおり契約（以下「本契約」）を締結する。

(代理援助契約の内容)

第1条 本契約は、甲乙丙の三者間で締結するものであり、その内容は、次の各号に定めるほか、本契約書各条項に定めるところによる。

- 一 甲は、下表「援助案件の内容」記載の犯罪被害者等代理援助案件（以下「援助案件」）について、乙に対し、乙が代理人として業務方法書別表10「犯罪被害者等代理援助事務類型表」に記載されている甲の法律事務及びこれに付随する事務（ただし、犯罪被害者等代理援助開始決定の範囲内において、甲乙間で個別の合意をすることを妨げない。）を取り扱うことを委任し、乙はこれを受任する。
- 二 甲及び乙は、丙がする各決定に従わなければならない。
- 三 援助案件の通常報酬（業務方法書第80条の8第1項第1号に規定する費用をいう。以下同じ。）、成果報酬（同条第4項及び第5項に規定するものをいう。以下同じ。）及び実費（同条第1項第2号に規定する費用をいう。以下同じ。）に関する決定は、丙が業務方法書の定めるところに従って行う。
- 四 丙は、乙に対し、決定した通常報酬及び実費を支払う（この場合において、乙丙間で実費の精算は行わない。）。ただし、業務方法書第80条の8第3項ただし書に規定するものについては、この限りではない。
- 五 甲は、乙に対し、丙の決定に従い成果報酬並びに通常報酬及び実費のうち業務方法書第80条の8第3項ただし書各号に規定するものを直接支払う。この場合において、同項第2号の規定により甲の負担とされたものを除き、甲乙間において実費の精算は行わない。
- 六 甲は、丙が業務方法書第80条の31第4項の規定に基づき通常報酬及び実費のうち相当と認める額を甲の負担とすることを決定した場合は、その金額を丙に支払う。この場合において、甲丙間で実費の精算は行わない。
- 七 甲は、犯罪被害者等立担保援助を受けた場合において、業務方法書第80条の35第8項各号のいずれかに該当するときは、丙に対し、丙の決定に従って、立替金を全額償

還する義務を負う。

援助案件の内容	
罪 名	
相 手 方	
案件の内容	日 時
	場 所
	被害内容
対象行為	業務方法書別表 10「犯罪被害者等代理援助事務類型表」に記載されている一切の行為。
通常報酬、実費及び成果報酬	後日丙が決定する金額及び支払方法とする。

(委任事務の遂行)

第2条 乙は、前条第1号の契約による事務を遂行するときは、「犯罪被害者等法律援助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士との契約条項」(以下「契約条項」)第9条以下の規定及び法律事務取扱規程第4条各号の定める基準に従う。

(必要書類及び資料等の提出義務)

第3条 乙は、甲及び乙が署名捺印又は記名押印した本契約書並びに甲が署名捺印した重要事項説明書の原本を保管し、それらの写しを甲に交付する。丙が本契約書又は重要事項説明書の原本の提出を求めた場合、乙は、これらを速やかに提出しなければならない。

2 甲及び乙は、援助案件について、丙から当該援助案件の管理等のために必要な情報及び資料等の提供を求められたときは、誠実にこれに対応する。乙は、甲に関する情報及び資料等を丙に提供できるものとし、甲はこれに同意する。

(通常報酬及び実費の支払時期及び甲からの報酬等の受領の禁止)

第4条 丙は、丙が乙に対して通常報酬及び実費を支払う決定について、不服申立て期間が満了した日又は不服申立てに対する決定がなされた日のいずれか遅い日の属する月の翌月末日までに、乙に対し、決定した通常報酬及び実費を支払う。

2 乙は、甲から委任された事務の処理に関し、甲のために金銭を立て替え又は甲から、名

目の如何を問わず、金銭その他の利益を受けてはならない。ただし、特別の事情があり、乙が丙の承認を得た場合はこの限りではない。

(甲の遵守事項)

第5条 甲は、下記事項を遵守する。

一 丙の決定した以下の事項

イ 甲が乙に支払う通常報酬、実費及び成果報酬の額及び支払方法

ロ 業務方法書第80条の35第8項に規定する立替金の償還方法

ハ 資料の提出その他の援助の条件

二 乙の事務処理に協力すること

三 氏名又は住所その他援助申込書に記載した事項に変更がある場合には、速やかに乙及び丙に変更の内容及び時期を通知すること

2 甲は、前項各号に定めるもののほか、重要事項説明書に記載された事項を遵守する。

(充当)

第6条 甲が丙に対して複数の債務を負担する場合において、甲の弁済が債務全額を消滅させるのに足りないときは、丙は適当と認める順序方法によりその弁済を充当すべき債務を指定することができる。甲はその充当に対して異議を述べることができない。

(本契約の終了事由)

第7条 次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本契約は終了する。

一 甲又は乙が死亡したとき。

二 乙が弁護士でなくなったとき。

(解任及び辞任) 第8条 甲は、乙を解任しようとするときは、あらかじめ丙に理由を付した文書を提出することにより解任の申出をして、丙の承認を受けなければならない。

2 乙は、援助案件の受任者を辞任しようとするときは、あらかじめ丙に理由を付した文書を提出することにより辞任の申出をして、丙の承認を受けなければならない。

3 前二項の承認の要件及び手続については、業務方法書第80条の26、第80条の27に定めるところによる。

(丙による本契約の解除)

第9条 丙は、次に掲げる事由があるときは、本契約を解除することができる。

一 甲が、正当な理由なく連絡を断ち又は援助の条件を遵守しないなど、本契約を誠実に履行せず、援助を継続することが適当でなくなったと丙が認めるとき

二 丙が、前条の定めに従い甲による乙の解任又は乙の辞任を承認したとき

- 三 乙が援助案件について必要な対応を行わなかったとき
 - 四 乙丙間の犯罪被害者等法律援助契約が解除されたとき（甲が同意していない場合を除く）
 - 五 乙が契約条項第 38 条から第 40 条までに規定する措置を受けたとき（甲が同意していない場合を除く）
 - 六 甲が、丙の承諾を得ずに、裁判所に乙の解任届等を提出したとき
 - 七 甲が、報酬支払いを免れる等不正の目的をもって、乙を介さずに、援助案件に係る事務の当事者として、相手方と示談若しくは和解をし又は相手方に対して請求の放棄若しくは認諾をしたとき
 - 八 甲が、乙を介さずに、援助案件に係る事務の当事者として、訴えの全部若しくは一部を取り下げ又は訴えの全部若しくは一部の取下げの申出に対して同意したとき
 - 九 前号までに掲げるもののほか、甲又は乙に契約を継続しがたい重大な背信行為があったとき
- 2 丙は、成果報酬の発生が予定される案件について、前項第 6 号ないし第 8 号に掲げる事由により本契約が解除されたときは、乙に対し、成果報酬に相当する金銭を甲に支払わせることができる。

(中間決定)

- 第 10 条 乙は、業務方法書第 80 条の 23 第 1 項、第 80 条の 24 第 1 項又は第 80 条の 25 第 1 項に規定する場合において、丙に対し、それぞれの規定に従い、報告書又は申立書を作成し、これに疎明資料を添付して、中間決定を求める請求又は申請をすることができる。
- 2 丙は、乙からの請求又は申請の内容に応じ、業務方法書に定められた範囲内において、通常報酬、実費及び成果報酬の額、支払条件及び支払方法を決定する。
- 3 丙は、成果報酬の決定並びに業務方法書第 80 条の 23 第 5 項ただし書又は第 80 条の 24 第 4 項ただし書の規定に基づき通常報酬及び実費のうち相当と認める額を甲の負担とする決定について、あらかじめ甲の意見を聴く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りではない。

(終結決定)

- 第 11 条 丙は、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、援助の終結決定をする。
- 一 援助案件が終了し、乙が終結報告書を提出したとき
 - 二 丙が、援助を継続することが著しく困難であると認めるとき
 - 三 丙が、援助を継続する必要がなくなると認めるとき
 - 四 第 7 条の定めに従い本契約が終了したとき
 - 五 第 8 条の定めに従い乙が辞任し又は解任され、後任の犯罪被害者等代理援助受任者の選任が困難なとき

六 乙が終結報告書を提出しない場合であって、丙において援助案件が終了していることが明らかなき

七 その他本契約が解除され、丙が終結決定をすることが相当と認めるとき

(援助終結決定において審査及び決定する事項)

第 1 2 条 丙は、終結決定において、次の各号に掲げる事項を決める。

- 一 通常報酬、実費及び成果報酬の額、支払条件及び支払方法
- 二 本契約が援助案件に係る事務処理の途中で終了し又は解除された場合における乙に既に交付した金銭の全部又は一部の返還
- 三 第 9 条第 2 項に基づき乙への成果報酬に相当する金銭を甲に支払わせる場合の成果報酬相当額、支払条件及び支払方法
- 四 終結決定後の業務方法書第 8 0 条の 3 5 第 8 項に係る立替金の償還方法

2 丙は、成果報酬の決定並びに業務方法書第 8 0 条の 3 1 第 3 項ただし書の規定に基づき通常報酬及び実費のうち相当と認める額を甲の負担とする決定について、あらかじめ甲の意見を聴く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りではない。

(事務処理の途中で本契約が終了等した場合の処理)

第 1 3 条 本契約が援助案件に係る事務処理の途中で終了し又は解除されたときの処理は、次のとおりとする。

- 一 丙は、契約が終了し又は契約を解除したこと及びその理由を甲（甲が死亡した場合の相続人を含む。以下この条において同じ）及び乙に通知する。ただし、これらの者の住所が不明の場合は、この限りではない。
- 二 乙は、速やかに、委任事務が係属している裁判所、示談交渉事件等においては相手方等に辞任届を提出し、かつ、甲から委任事務を処理するにあたり預かった物品（以下「預り品」）を返還しなければならない。ただし、預り品の返還については、甲の住所が不明の場合は、この限りではなく、甲が死亡したときは、乙は法定相続人のうちの一人に対してこれを行えばその責を免れる。

(文書の送付)

第 1 4 条 丙が甲又は乙に対して文書を送付するときは、あらかじめ甲又は乙が丙に届けた連絡先を送付先とし、郵便により行う。

2 前項の場合において、普通通常郵便により発送した文書は、丙が甲又は乙に対して文書を発送した日の翌々日（翌々日が日曜、祝日又は国民の休日であるときは、その後の最初の平日）に、甲又は乙に到達したものとみなす。

3 第 1 項の規定にかかわらず、丙は、乙に対する決定書、報告の督促その他の事務連絡の文書の送付を、ファックスその他の方法によってすることができる。この場合、丙の乙に

対する通知は、送信日に乙に到達したものとみなす。

(個人情報の取扱いに関する特則)

第15条 甲は、乙が丙に対し、丙の援助案件の管理及び償還事務遂行のために必要な甲の氏名、住所等の連絡先情報を提供することに同意する。

2 甲の他の案件について、丙が新たな審査・決定をしようとする場合、丙は、他の案件の受任者及び受託者（以下「受任者等」）又は受任者等になろうとする者に対し、前項の情報を通知することができるものとし、甲はこれに同意する。

3 甲が自己破産事件又は民事再生手続の申立てをしようとしていること又は申し立てたことを、丙が認知したときは、丙は、甲について進行中の援助案件の受任者又は他の案件の受任者等になろうとする者に対し、甲が同申立てをしようとしていること又は申し立てたことを通知することができるものとし、甲はこれに同意する。

(裁判管轄)

第16条 本契約に関する紛争の裁判の第一審は、丙の本部又は援助案件に関する事務を取扱う丙の地方事務所若しくは地方事務所支部の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(本契約書に規定のない事項)

第17条 本契約書に規定のない事項については、業務方法書、犯罪被害者等法律援助業務運営細則、法律事務取扱規程及び契約条項に定めるところによる。

(本契約の効力)

第18条 本契約は、丙が犯罪被害者等代理援助開始決定をした時に成立する。ただし、その効力は、当該決定に係る援助案件の犯罪被害者等代理援助申込書を丙が受理した日（ファックスによる申込みであり、かつ、これを送信した日が明らかであるときは、送信日）に遡って生じるものとする。

(乙が常勤弁護士の場合の特則)

第19条 乙が、本件の犯罪被害者等代理援助開始決定時に、丙に勤務し、給与を受けて犯罪被害者等法律援助に係る事務を取り扱う弁護士（以下「常勤弁護士」）であるときは、第1条第4号及び第4条第1項の規定は、適用しない。

2 乙が常勤弁護士の場合、第1条第5号、第5条第1項第1号イ、第9条第2項及び第12条第1項第3号の「乙」とあるのは「丙」と、それぞれ読み替えるものとする。

※ 甲乙間において次の特約条項に合意をする場合には、当該条項のチェック欄にレ点を付することにより、その効力を生ずるものとする。

(特約条項)

業務方法書別表10第2項に規定する事務は、委任の範囲から除く。

年 月 日

日本司法支援センター (丙)

犯罪被害者等法律援助被援助者 (甲)

住所

氏名

印

犯罪被害者等代理援助受任者 (乙)

住所

氏名

印